

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る確認申請手続きをサポートします！

《建築士サポートセンター》

(公社)広島県建築士会、(一社)広島県建築士事務所協会

令和7年4月1日に改正建築基準法・改正建築物省エネ法が全面施行され、建築確認・検査の審査特例（4号特例）の見直し、小規模木造建築物の壁量計算等の構造規定の見直し、省エネ基準適合義務化が始まります。改正法の円滑な施行に向け、令和7年1月6日から建築士サポートセンターを開設します。

■建築士サポートセンターの概要

令和7年4月以降に建築確認手続きを予定している建築士等が、国土交通省ホームページの資料や解説動画を確認してもなお、添付書類や記載内容に不明な点がある場合に相談できます。

(1)サポート内容（建設地が広島県内のものに限る）

提出された確認申請図書等を事前に確認し、申請図書関係、構造関係及び省エネ関係のサポートを行います。

(2)サポート費用：無料（申し込み、設計図書等の提出に係る通信費・送料等は申込者負担です。）

(3)サポート期間：令和7年1月6日（月）～令和7年9月30日（火）

(4)サポートの流れ

ステップ1 申し込み

下記の事務局へ申込書（裏面）を持参、郵送、メール又はFAXで事務局へ提出して下さい。但し、国の予算の範囲内で実施するため、上記サポート期間終了前にサポートの受付を終了する場合があります。

事務局（下記のいずれかの事務局へ申し込んでください。）

(公社) 広島県建築士会（〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 5階）
電話：082-244-6830 Fax：082-244-3840 E-mail：info@k-hiroshima.or.jp

(一社) 広島県建築士事務所協会（〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-23 オガワビル 2階）
電話：082-221-0600 Fax：082-221-8400 E-mail：info@h-aaa.jp



《サポートセンター》

申込者へサポート受付確認及び申請書類・図面等の提出依頼の連絡をします。

ステップ2 申請書類・図面等を提出

サポート員が事前に確認するため、申請書類・図面等を事務局が指定する住所に提出してください。

提出方法：持参・郵送・メール（データはPDFでお願いします。CADデータ不可）
なお、提出された資料は原則としてお返ししません。



《サポートセンター》

サポート員を決定し、サポート員が申請書類・図面等を事前に確認します。
申込者とサポートを行う日程の調整を行います。

ステップ3 サポート員によるサポート

提出された申請書類・図面等についてサポート員がサポート（助言・指摘等）を行います。
対面サポートの場所：サポート員が指定する会場

**申込書に記入する前に以下留意事項をご確認いただき、同意の
チェック欄にレ点を入れてください。**

- ① 令和7年4月以降に建築確認手続きを予定している建築士等が、国土交通省ホームページの資料や解説動画を確認してもなお、添付書類や記載内容に不明な点がある場合に相談できます。
- ② 申請図書等がない場合は、原則サポートを行うことはできません。
- ③ 本サポートは、添付図書や記載事項の有無の確認を行うことを主とします。個別の建築計画の法適合性について判断するものではなく、確認審査の一部を行うものではありません。相談物件に係る建築確認申請等は申請者自身の責任において行ってください。
- ④ 相談はサポート員が指定する場所において対面で行います。
但し、提出された書類の内容により、電話での相談対応もできます。
- ⑤ 本申込書にご記入いただいた個人情報、本サポート業務のためにのみ使用し、他の目的では一切使用しません。
- ⑥ 本サポートを行うサポート員は、サポート業務の中で知り得た情報について第三者に漏洩しない旨誓約しています。

□上記の内容確認し、同意しました。

「建築士サポート」申込書（該当項目に☑）

申込者氏名		勤務先	
連絡先電話		連絡先FAX	
連絡先E-mail		※日中連絡可能な連絡先	
申込者の 属性	主な立場	□設計者 □施工者 □建築主 □代理人 □その他（ ）	
	職 種	□建築士 □大工 □宅建業者 □行政書士 □その他（ ）	
建物諸元	所 在 地	広島県 市町 □都市計画区域外・準都市計画区域外	
	構 造	□木造 □RC造 □鉄骨造 □その他（ ）	
	階 数	□平屋 □2階 □3階以上	
	延べ面積	□～200m ² □200～300m ² □300m ² ～	
希望する サポート内容	①申請図書関係	□建築基準法関係 □建築物省エネ法関係 □検査時提出書類関係 □その他	
	②構造関係	□壁量計算等改正概要 □設計支援ツール関係 □経過措置関係 □その他	
	③省エネ関係	□省エネ適判手続関係 □仕様基準関係 □省エネ計算関係 □支援ツール関係 □その他	
申請書等の 予定提出先	□特定行政庁（県・市） □指定確認検査機関（ ） □未 定		